

労 災 保 険 率 表 （平成24年4月1日改定）

（単位：1/1,000）

事業の種類の分類	事 業 の 種 類	労災保険率
林 業	林業	60
漁 業	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	20
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	40
鉱 業	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	88
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	19
	原油又は天然ガス鉱業	5.5
	採石業	58
	その他の鉱業	25
建 設 事 業	水力発電施設、ずい道等新設事業	89
	道路新設事業	16
	舗装工事業	10
	鉄道又は軌道新設事業	17
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	13
	既設建築物設備工事業	15
	機械装置の組立て又は据付けの事業	7.5
	その他の建設事業	19
製 造 業	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	6
	たばこ等製造業	6
	繊維工業又は繊維製品製造業	4
	木材又は木製品製造業	13
	パルプ又は紙製造業	7.5
	印刷又は製本業	3.5
	化学工業	5
	ガラス又はセメント製造業	7.5
	コンクリート製造業	13
	陶磁器製品製造業	19
	その他の窯業又は土石製品製造業	26
	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	6.5
	非鉄金属精錬業	7
	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	7
	鋳物業	17
	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	10
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	6.5
	めつき業	7
	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5.5
	電気機械器具製造業	3
	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4.5
	船舶製造又は修理業	23
	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	4
	その他の製造業	7
運 輸 業	交通運輸事業	4.5
	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	9
	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	11
	港湾荷役業	16
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3
そ の 他 の 事 業	農業又は海面漁業以外の漁業	12
	清掃、火葬又はと畜の事業	13
	ビルメンテナンス業	5.5
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3.5
	金融業、保険業又は不動産業	2.5
	その他の各種事業	3
船舶所有者の事業		50